

## 関東信越税協連企業年金基金に関する確認事項

1. 本基金は、名称を「関東信越税協連企業年金基金(以下「本基金」)」とし、関東信越エリアにおいて業種・企業規模を問わず複数の事業所が加入する基金として、平成20年3月1日に厚生労働大臣の認可を受けております。  
※「関東信越税協連企業年金基金」は、平成22年10月1日に「栃木県税理士協同組合企業年金基金」から名称を変更しました。
2. 本基金の加入企業間において、加入企業名は開示されず。
3. 本基金は、掛金の追加負担が極力発生しないしくみ(キャッシュバランスプラン)を採用していますが、以下の理由等により、掛金の追加負担が発生する可能性があります。
  - ①財政検証の結果、法令が定める基準を超えた不足金が発生した場合  
《想定される不足金発生事由》  
掛金計算において用いた予定利率を運用実績が下回った場合  
加入企業の倒産等により未収掛金・精算不足金が発生した場合
  - ②5年に一度行なわれる(初回は3年目)財政再計算時において、不足金がある場合
  - ③基金事務費用が予算を大幅に超過した場合
4. 掛金の追加負担(特別掛金)が発生する場合、加入時期に係わらずすべての企業にご負担いただくことになります。なお新規加入時に特別掛金が発生している場合も同様に、加入時より特別掛金をご負担いただきます。
5. 資産運用は、信託銀行、生命保険会社等に委託することとなります。株式等のリスク資産を組み入れることとなり、元本が保証されるものではありません。
6. 本基金は独立法人であり、基金運営に関する事項は、代議員会および理事会にて決定されます。代議員および理事は、本基金に加入した事業主及び加入者から選ばれます。
7. 企業は、基金を任意に脱退する場合、脱退時に当該企業が負担すべき積立不足があるときは、当該金額に見合う額を一括して納める必要があります。
8. 企業は、毎月、基金に掛金を納付する義務があります。掛金の納付が一定期間なされないときは、基金は、当該企業名を全加入企業に開示するとともに、当該企業に対し、基金からの脱退を勧告することがあります。
9. 基金運営に重大な支障が生じた場合は、全代議員の4分の3以上の多数の議決をもって、基金を解散する可能性があります。この場合において、積立不足がある場合は、企業はその解消責任を負うこととなります。基金の解散が厚生労働大臣に認可されたときは、基金の積立金は、加入者及び受給権者に直接分配されます。
10. 本基金は、基金運営にあたり、必要となる記録管理業務をオリックスに委託します(個人情報の提供も含みます)。なお、オリックスは基金の資産運用には関与いたしません。
11. 本基金への加入者は、厚生年金保険等の被用者年金被保険者であることが条件となります。
12. 本基金加入にあたり、厚生年金保険料等の未納がないことの確認等事前加入審査をさせていただきます。加入申込の際、厚生年金保険料等の未納がないことをご確認をさせていただきます。(直近過去3か月分の納入告知書の写しをご提出いただきます)なお審査の結果によっては、本基金への加入をお断りすることがあります。

## 関東信越税理士協同組合連合会について

関東信越税理士協同組合連合会は、関東信越税理士会の関連団体として、各県下の協同組合と税理士業界の発展と安定に寄与することを目的に設立された団体です。埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・新潟の6県下の税理士協同組合と、その組合員である約6,800名の税理士で組織されており、そのスケールメリットを最大限に活かし展開することで、組合員の皆様とその関与先企業様のさらなる発展にいかにお力添えをさせていただきます。

## お問合せ先

本制度に制度加入を希望される場合、または本制度についてのお問合せ先は下記のとおりです。担当者が訪問の上、詳細をご説明いたします。

## 関東信越税協連企業年金基金事務局

東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
株式会社日税ビジネスサービス内

TEL: 03-3345-0967  
mail: kanzeikikin@nichizei.com

(業務委託先) 業務委託内容: 年金数理、記録管理、裁定・給付補助

**オリックス株式会社** (政令指定法人第26号)  
営業推進部 年金企画チーム

TEL: 03-3435-3052 FAX: 03-3435-3617

担当

# 関東信越税協連企業年金基金

## 加入のご案内

## 経営者の皆様に新しい退職金の形をご提案します

従来の退職一時金制度や企業年金制度は、大きな転換期にあります。しかし、自社の退職金制度の見直しをしようとしてもなかなかいい方策が見つからないとお悩みの経営者の方も多いのではないのでしょうか。

関東信越税理士協同組合連合会では、そのような経営者の皆様のために、新しい形の企業年金制度をご提案いたします。

### 新しい制度の特長

#### 退職金の準備手段として活用できます

退職金と調整することにより、退職金の負担を平準化して事前に準備することができます。また、「賃金の支払の確保等に関する法律」によって、事業主は退職金の一部を社外に保全する措置を講ずるよう努めるものとされていますが、基金加入することによって、その社外保全を講じたこととなります。

#### 会社毎に加入資格や給付水準を決定することができます

各会社の退職金制度に合わせ個別に内容を決定できますので、経営者の意思を反映した柔軟な制度が構築できます。また確定給付型の制度のため、従業員の理解を得られやすくなります。

#### 複数の事業主が共同して制度を実施することでスケールメリットを享受できます

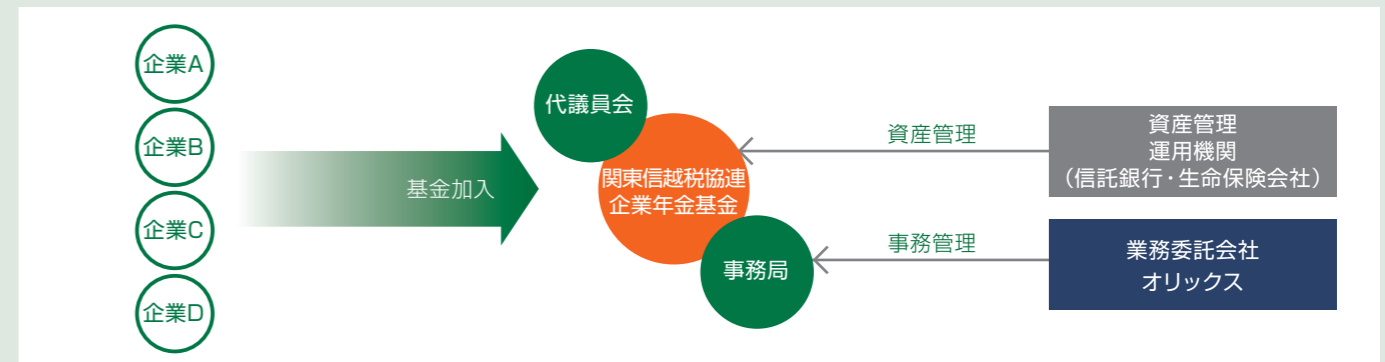
単独で制度を導入するより資産規模が大きくなりますので、ポートフォリオの選択肢が拡がり、運用リスクの分散が図れます。また事務を集約できますので運営コストの軽減が可能です。

#### 掛金の追加負担が発生するリスクを極力抑えています

#### 掛金は全額損金となります

### 制度実施スキーム

確定給付企業年金法に基づき設立した企業年金基金で、年金制度の運営を行います。



## 制度の概要

### 基金への参加

企業の加入資格は、業種、規模を問いませんが、健全な基金運営を実施するため、基金が事前加入審査をさせていただきます。

### 給付額の算定方法

キャッシュバランスプランを採用しています。

#### キャッシュバランスプラン

給付額が国債等の利回りを基準とした指標に応じて決定される制度です。従来の完全に給付額が確定される方式と違い、金利動向に応じて給付額が変わり、積立不足が発生しにくい仕組みになっています。

具体的には、次の(1)と(2)の合算額を「仮想個人勘定残高」とし、その「仮想個人勘定残高」を基準に年金額、一時金額を算定します。

#### (1) 拠出付与額

基準給与の累積額

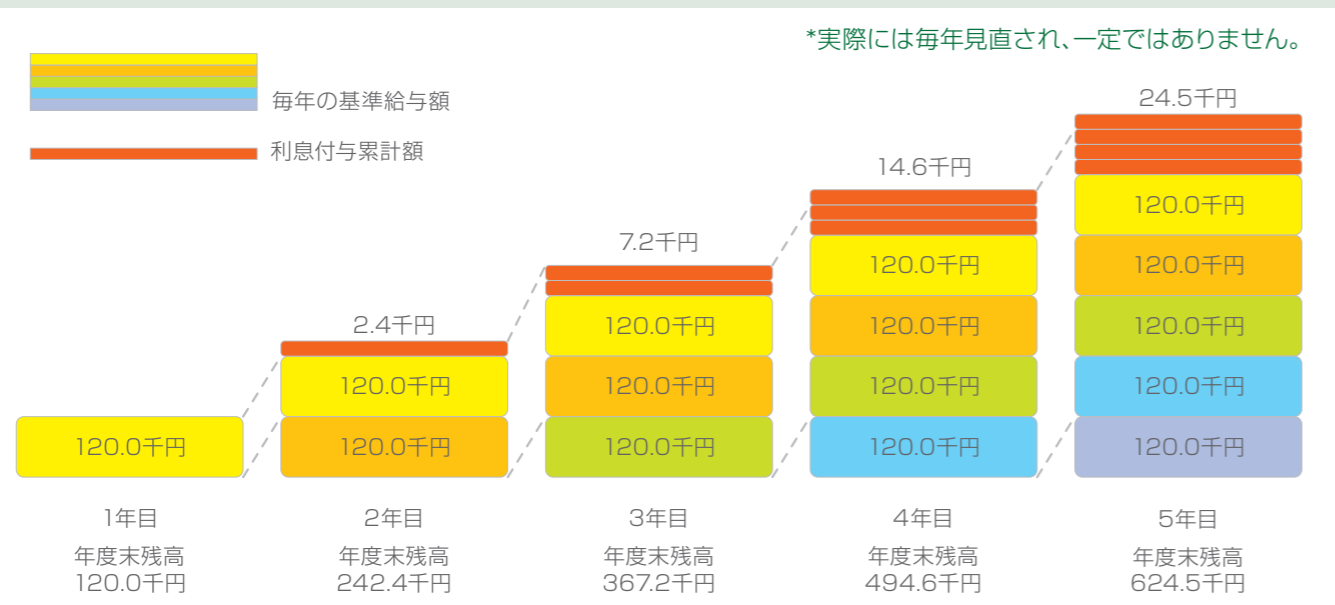
基準給与は、1,000円から会社毎に設定していただけます。(1,000円単位刻み)

#### (2) 利息付与額

前事業年度における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額の累積額

再評価率: 国債(10年もの)の過去5年平均利回りと過去3年平均利回りのいずれか低い方  
(上限: 4.0% 下限: 厚生労働大臣が定める下限予定利率)

キャッシュバランスプラン積立例 (基準給与: 10,000円/月、再評価率: 2%/年率)\*



### 加入資格

従業員の加入資格は、不当差別に該当しない範囲で企業毎に任意に設定していただけます。

(規定例) ・厚生年金保険被保険者 ・退職金規程適用者  
・勤続○年以上の社員 ・希望する者(他に代替制度が準備されている場合)  
など

### 基準給与

基準給与は、1,000円から設定することができます。(1,000円単位刻み)

(設定方法) ・賃金を基準とする方法 ・勤続年数を基準とする方法 ・職能資格を基準とする方法  
・ポイントを基準とする方法 など

### 給付の種類

老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金の3つの給付のいずれかを事由に応じて支給します。

給付種類	加入期間*	年齢要件	支給方法	支給開始	支給期間	保証期間
老齢給付金	20年以上	50歳以上	年金 (一時金選択可)	資格喪失時 (65歳まで繰り下げ可)	10年	10年
脱退一時金	20年以上	50歳未満	一時金	資格喪失時 (65歳まで繰り下げ可)		
	1月以上 20年未満			資格喪失時		
遺族給付金	1月以上			死亡時		

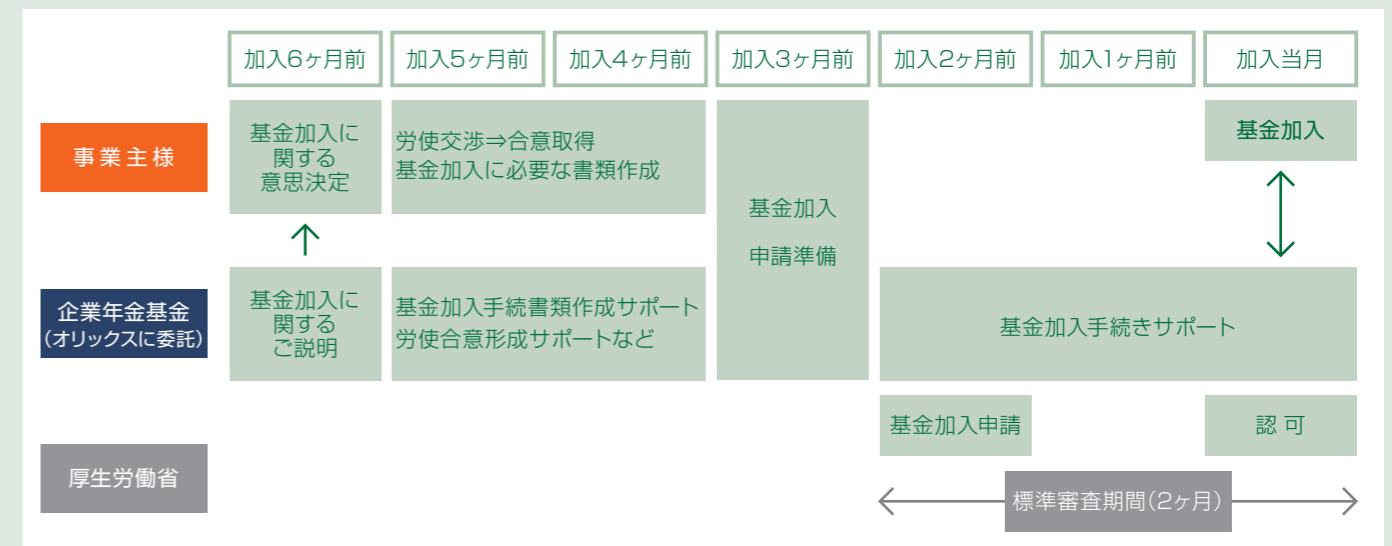
\*適格退職年金制度の加入者期間を通算

### 資産運用

当基金では、再評価率(10年国債の過去5年平均利回り又は過去3年平均利回りのいずれか低い方)の達成を資産運用における最も重要な目的としています。

よって、運用益の過度な追求よりも事業主の掛金追加負担を極力抑えるようなポートフォリオを指向しています。企業単独で制度導入する場合に比べ、資産運用のスケールメリットを享受することが可能です。

### 基金加入までのスケジュール



### 基金事務費用(基金事務費掛金)

加入者一人あたり: 月額 500円  
加入企業一社あたり: 月額 7,500円

※基金加入にあたり、初期導入費用が別途必要な場合があります。詳細についてはお問合せください。